

# 令和5年度事業計画案

## 第1 総論

約3年続いたコロナ禍も収束の兆しを見せ、私たちは以前の生活を取り戻しつつある。しかし、この間に急速に進んだ社会のデジタル化は不可逆的なものであり、また、物価高の状況下でのいわゆる「コロナ融資」の返済開始など新たな課題も生じている。

法制度では、司法書士業務に多大な影響を及ぼすことが予想される所有者不明土地等管理制度や相続土地国庫帰属制度が令和5年4月に施行され、相続登記の申請義務化の施行日も令和6年4月1日と目前に迫っている。

司法書士が果たすべき社会的責務の遂行のため、令和5年度では次の重点課題に取り組む。

### 1. 相続登記の申請義務化への対応

相続登記の促進や当会総合相談センターに関する市町村への周知広報活動をより一層強化し、当会や会員への市民アクセスの向上を図る。「法の日」相談会のほか様々な機会で鹿児島地方法務局等と連携しながら、相続登記申請義務化の周知広報活動を行っていく。相談事業においては、相続登記相談会を開催する。

不動産所有権の分散化を防ぐためには遺産分割の促進も重要となることから、研修事業においては、遺産分割調停の申立書類作成など司法書士による遺産分割の支援に関する研修を行う。

### 2. コロナ禍後の社会への対応

デジタル化の進展を背景とした対面や電話以外での相談等のニーズに対応するため、デジタル技術を活用したオンライン相談やオンライン調停の推進を図る。

いわゆる「コロナ融資」の返済開始がピークを迎え今後は多重債務問題の増加が予想されることから、総合研究委員会において債務整理に関する調査研究や研修を行い、債務整理に馴染みのない会員が積極的に債務整理を受任できる環境を整えていく。

また、近年の社会的な課題として、性的マイノリティ等の権利擁護等も注目されている。研修事業を通じて理解を深め、適切な法的支援を行うことができるよう取り組む。

### 3. 研修制度の見直し

コロナ禍においてWeb配信方式による研修は定着したものとなった。他方で、コロナ禍後は会場で他の会員と顔を合わせながら研修を受講したいとの声も聞かれることから、今後もWeb配信方式による研修を維持しながらも、グループディスカッションを中心とした集合型の研修会実施を検討する。

研修単位の取得が義務化され、Web配信方式による研修など受講機会が拡充されたにもかかわらず、引き続き研修単位を取得しない会員が散見されることから、単位未取得者（特に0単位）に対する適切な対応を検討する。

## 第2 経常事業

### 1. 総務部所管事業

#### 【主な事業】

#### (1) 綱紀問題への対応

現状の綱紀調査委員数を維持しつつ、今後の件数の増加に対応できる態勢を整える。

#### (2) 非司法書士問題への対応

非司行為に関しては、総務部及び非司排除委員会において対応していく。

#### (3) 紛議調停制度の活用

苦情・紛争の当事者に対し、苦情処理委員会をもって対応するとともに、紛議調停制度の利用を促し、紛争解決をめざす。

#### (4) 関係機関及び関連諸団体への対応

現状の各団体との協力体制を維持し、人員の派遣を継続する。長期相続登記等未了土地解消作業に関しては、必要に応じて適切に対応する。

#### (5) 総務委員会の設置

新たに総務委員会を設置し、新たな事務局体制の構築及び事務局運営の円滑化を図る。

#### (6) 司調センタービル処分への対応

司調センタービル処分等の問題について、引き続き他団体と協議し、適切に対応する。売却処分が目途が立った時点で、本会会則第43条に基づく臨時総会を開催することを予定している。

#### (7) 会則等改正の検討

会則等改正検討委員会の設置を継続する。

業務広告に関する規約の解釈及び運用を定めた指針につき、今日の社会情勢に照らし内容を精査する。また、会員名簿についてもPDF化すべく発行要領の改正を検討する。

#### (8) その他

家庭裁判所からの不在者財産管理人・相続財産清算人等の各候補者の推薦依頼に円滑に対応する。なお、所有者不明土地・建物及び管理不全土地・建物管理人制度については地方裁判所と協議の上、今後の推薦依頼等に円滑に対応すべく準備を進める。

業務賠償責任保険の任意部分の加入を推進する。

## 2. 経理部所管事業

### 【主な事業】

#### (1) 予算及び決算に関する事項

- ① 各部より起案された個別の事業執行に関する回議書について、内容を確認し、支出額を検討・判断する。
- ② 公益法人会計基準に準拠した計算書類を毎月作成し、現況を把握する。また、理事会開催時に前月分決算書にて、予算の執行状況を報告する。
- ③ 各部の予算要求の内容及び金額について検討し、予算書を作成する。

#### (2) 資産の管理に関する事項

特定資産取扱規則及び令和5年度予算に基づき特定資産の積立て及び取崩しを実施し、安定した財政・資産の維持に備える。

### 3. 企画部所管事業

#### 【主な事業】

##### (1) 総合研究委員会における活動

本会のシンクタンクとして、司法や司法書士の制度、法律実務等について調査研究を行う。令和5年度は、①登記業務のデジタル化、②生活困窮者への法的支援、③消費者事件への対応、④相続関連業務、⑤相談技法等をテーマに調査研究を行う。

##### (2) 鹿児島県司法書士会調停センターの運営

調停センター運営委員会を中心に、調停センターを運営する。会員や関係団体に対する広報を通じて、調停申込み受理数の増加を目指す。総合研究委員会と連携して調停実施者養成研修会を企画し、調停実施者の養成を図る。オンライン調停の実施に向けて運用要領などの整備を行う。

##### (3) 裁判業務の受託推進

研修部と連携して一般民事事件や家事事件を中心とした裁判業務に関する研修会等を実施し、裁判業務を受託する会員の増強に努める。法テラスの民事法律扶助の利用促進を図る。

##### (4) 小学生のための法律教室の開催等

法教育推進委員会を中心に、小学生のための法律教室を開催するとともに、親子法律教室の実施についても検討する。高校生のための消費者教育教室については、特別支援学校（養護学校）での開催に際して講師の選定やサポートなどを行う。

##### (5) 空き家・所有者不明土地問題への対応

他の事業部と連携し、相続手続に関する相談会の開催や自治体・関係機関からの協力要請などに対応していく。総務部と連携し、所有者不明土地等管理制度など新たな財産管理制度について鹿児島地方裁判所との協議を行う。

##### (6) 成年後見制度対策室

成年後見の分野では、第二期成年後見制度利用促進計画が策定され、専門職に寄せられる期待がより一層増している。自治体等からの委員推薦依頼に対応するほか、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート鹿児島支部と連携しながら、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりやその機能強化などに積極的に取り組む。

## 4. 相談事業部所管事業

### 【主な事業】

#### (1) 司法書士総合相談センターの運営

- ① 鹿児島市（司調センター）における固定相談会  
毎月第3金曜日 午後1時～午後4時（面談）  
毎週月・水曜日 午後1時～午後4時（電話）
- ② 大隅地区司法書士法律相談センターの運営  
志布志市役所との共催事業であり、受付・広報・場所は市役所側で対応
  - ・志布志市役所 有明支所  
毎月第1火曜日 午後1時～午後3時
  - ・志布志市役所 本庁  
毎月第3火曜日 午後1時～午後3時
- ③ 相続登記相談センターの運営  
総合相談センター内に設置された、鹿児島県司法書士会相続登記相談センターを運営する（日司連が設置する相続登記相談センター代表電話番号から転送される相談への対応）。  
相続登記の申請義務化に向けて、相続登記に特化した相談会の実施を検討する。
- ④ 巡回相談会  
司法過疎地域で相談会を行うことにより、司法アクセスの確保及び権利の擁護を図る。
- ⑤ 各種団体等への相談員や人員の派遣又は推薦  
鹿児島専門士業団体協議会の相談会  
多重債務・自死対策・生活困窮者支援等の相談会  
法務局・鹿児島県・各市町村・行政評価事務所・社会福祉協議会・宅地建物取引業協会等が実施する相談会
- ⑥ インターネットを利用した総合相談センターの運営の検討  
インターネットを利用した相談会の実施を促進するため、運用方法等のさらなる検討を行う。

#### (2) 日司連事業・九州ブロック事業への参画

- ① 南大隅地区司法書士法律相談センターの運営  
毎週月曜日 午後1時～午後4時（面談）
- ② 定例相談会（日司連における簡裁管轄司法書士ゼロ地域巡回相談会）

甌島において毎月 1 回定期的に行う。

第 4 土曜日 午前 11 時～午後 3 時

偶数月 薩摩川内市役所里市民サービスセンター

奇数月 長浜地区コミュニティセンター

③ 九州地区開業支援フォーラムへの参加

**(3) 消費生活センターとの情報交換**

鹿児島県消費生活センター，鹿児島市消費生活センターと情報交換を行い相互に連携することで，悪質商法等による消費者の被害防止に努める。

## 5. 広報部所管事業

### 【主な事業】

#### (1) 司法書士制度の広報

##### ① 制度広報の充実

- ・「法の日」無料法律・登記・税務相談会（鹿児島県土地家屋調査士会，南九州税理士会鹿児島県連合会との共催）
- ・成年後見相談会（公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート鹿児島支部との共催）

以上の相談会開催を告知・広報するなかで，あわせて，相続登記・住所氏名等の変更登記の申請義務化，空き家・所有者不明土地問題，相続登記未了問題等において，司法書士が担う業務について，積極的に広報活動を行う。

報道機関，市町村など向けに司法書士の執務内容や公益的活動をテーマにしたニュースリリースや本会事業の告知・取材依頼を行うなど，パブリシティ広報にも取り組む。

特に，令和6年4月に始まる相続登記の申請義務化に関する広報を最重点項目と位置づけ，本会各支部や鹿児島地方法務局，県内各市町村と連携しながら，集中的に広報活動を行う。

##### ② 会報の発行

会員間の情報共有を充実させることを重視し，もって会員の一体感の醸成に資することを目的として年2回発行する。

##### ③ ホームページの運営

一般向けホームページについては，各種相談会等のイベントに関する情報等を適切なタイミングで掲載していくものとする。また，市民の利便性向上のため，会員の単位取得状況等についても掲載を検討する。

会員専用ページにおいては，より使いやすいものとなるよう，会員の意見・要望を聞きながら，必要に応じて改善を進めていく。

#### (2) 法教育活動の実施

##### ① 高校生のための消費者教育教室

若年層への正しい法律知識の普及及び司法書士の存在と役割の広報を目的として「高校生のための消費者教育教室」を開催する。

##### ② 市民のための法律教室

公民館や社会福祉協議会等で実施される各種講座への講師派遣を必要に応じて行う。

## 6. 研修部所管事業

### 【主な事業】

#### (1) 研修会の企画・運営

##### ① 集合研修会

司法書士制度，司法書士の職責，倫理及び社会貢献に関する研修会  
業務上・実務上の知識・技術の習得を主たる目的とする研修会

W e b 配信方式が主流となってきた現状に鑑みて，「集合」研修会との名称を  
実情に即した名称に変更するか否かを検討する。

##### ② 年次制研修会

司法書士倫理の保持を目的として，「日司連会員研修規則」に基づき単位会で実施  
する特定の会員向け研修会

対象となる会員

- ・司法書士名簿への登録日（再登録の場合は直近の登録日）の翌日から起算して，  
毎年4月1日において（1）満3年，（2）満8年及び以後5年の倍数を加え  
た年に達する会員（日司連会員研修規則第7条）

##### ③ ブロック別研修会

総合研究委員会と連携し実施する研修会

委員会内の各部会が研究したテーマを題材とし，委員・参与等が各ブロックに出向  
き講師を務める。

研修方式（集合・W e b 配信）については検討を行う。

##### ④ 新人研修会

新規登録（予定）者を対象に，司法書士会の制度や司法書士制度への理解を深め，  
さらには，業務を行う上で必須となる接遇を身につけることを目的とする研修会

##### ⑤ 入会5年以内会員向け研修会

入会5年以内の会員を対象に，司法書士実務に必要な具体的知識及び倫理の習得を  
促し，さらに，会員と指導員司法書士（チューター）との実務や精神面についての継  
続的なサポート体制を構築することにより入会歴の浅い会員の孤立化を防ぐことを目  
的とする研修会

日司連による新入会員研修プログラムに基づいて本研修を実施する。

##### ⑥ 配属研修

日司連等が主催する新人研修会終了後に，新規登録（予定）者を対象に実務や司法  
書士の執務姿勢等を習得させることを目的とする研修（受講者は新規登録（予定）者  
の内，希望者のみ）



⑦ その他の研修会

- ・ W e b 配信方式を活用した研修会
- ・ 他団体と共催する研修会等（令和4年度は沖縄会との共催による研修会を開催）
- ・ 日司連が実施する同時配信研修会

**(2) 研修事業に関する企画・運営**

① 充実した研修会の企画・運営

相続登記の申請義務化等、様々な変革への迅速な対応を余儀なくされる会員の研修ニーズに応えられるよう、幅広く、時宜に適ったテーマや講師による研修会を企画・運営する。

また、ベテランから若手まで、偏りなく満足が得られるような研修の提供を目指していく。

② 研修単位取得義務化への対応

令和2年度より、日司連会員研修規則に定める「1実施年度（4月1日から翌年3月31日まで）に12単位以上（甲類8単位以上，うち倫理2単位以上）」の研修単位の取得が義務化された。これに対応するため、W e b 配信方式を活用し、平日夜の研修会を開催する等、参加方法や研修内容の多様化を図ることにより、研修機会の拡充と会員の研修参加を促進する。

一向に改善がなされない単位未取得者（特に0単位）については、従来の対応では奏功しない現状を鑑みて、総務部や広報部と連携して対応する。

③ 研修会等の情報提供

執行部日より、本会ホームページ及びメール等を利用し、開催される研修会の案内を行う。また、日司連、九州ブロック、他の単位会等が主催する研修会や日司連eラーニング、研修ライブラリー、研修用D V Dに関する情報を提供することで、会員の研修参加を促進する。

④ 単位管理

研修委員会において、会員の取得単位の管理を行い、単位不足会員に対する通知等で研修の受講及び単位の取得を促進する。

⑤ アンケートの利活用

（W e b 配信による研修会の際に募っている）アンケートに対する回答を以後の研修会にフィードバックする。

⑥ 研修方式の選定

W e b 配信による研修会が主流となってきており、この流れは今後も継続していくものと思われるが、集合（リアル）に良さが存するのをもまた然りである。従って、とりわけブロック別研修会における最善な研修方式について検討する。

研修会名	令和5年度予定	令和4年度実績
集合研修会	5回	5回
沖縄会との共催による研修会	未定	1回
補助者研修会（※）	開催なし	1回
ブロック別研修会	6ブロックを予定 (研修方式は未定)	W e b 2回 集 合 2ブロック
新人研修会	1回	1回
入会5年以内会員向け研修会	1回	1回
W e b 配信研修会	適宜	7回
日司連同時配信研修会	適宜	0回
年次制研修会	3回 (研修方式は未定)	W e b 2回 集 合 1回
配属研修	2名	3名

※ 平成27年度より隔年で実施している。

#### 令和5年度研修会予定

研修会名	開催予定日
第1回集合研修会	令和5年 7月22日（土）
第2回集合研修会	令和5年 9月 予定
第3回集合研修会	令和5年10月 予定
ブロック別研修会	令和5年11月 予定
第4回集合研修会	令和6年 1月 予定
第5回集合研修会	令和6年 2月 予定
新人研修会	令和6年 3月 予定
入会5年以内会員向け研修会	令和6年 3月 予定
年次制研修会（年3回予定）	日程未定（大島支部開催予定）

※具体的なテーマ，講師については未定である。なお，各研修会の開催回数及び開催予定日は，変更する可能性がある。

※上記以外にも，必要に応じ，W e b 配信方式による研修会や日司連が実施する同時配信研修会等を実施する場合がある。